

## 会議録

会議の名称	第1回市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者選定委員会
開催日時	令和6年6月10日（月）14時00分から15時30分
開催場所	Web会議（枚方市役所別館4階 特別会議室）
出席者	会長：明石成司委員 副会長：中川恵子委員 委員：井上ひろ美委員、川畑 薫委員、高田照世委員（五十音順）
欠席者	なし
案件名	1. 会長・副会長の選任について 2. 委員会の運営について 3. 市立枚方宿鍵屋資料館指定候補者選定について ①市立枚方宿鍵屋資料館の施設の概要及び管理運営状況について ②市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者募集要項、基本仕様書について ③市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者選定基準について 4. プレゼンテーションの実施方法について 5. その他
提出された資料等の名称	資料1 諮問書（写し） 資料2 委員名簿 資料3 市立枚方宿鍵屋資料館の施設の概要及び管理運営状況について 資料4 市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者募集要項（案） 資料5 市立枚方宿鍵屋資料館管理運営業務基本仕様書（案） 資料6 市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者選定基準（案） 資料7 第2回市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者選定委員会の進行について 資料8 市立枚方宿鍵屋資料館条例 資料9 市立枚方宿鍵屋資料館条例施行規則 資料10 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋） / 枚方市情報公開条例（抜粋） 資料11 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例 資料12 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則 資料13 地方自治法（抜粋・第244条の2）
決定事項	・市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者選定委員会の会長に明石委員を、副会長に中川委員を選任することを決定。 ・会議は非公開、会議録は作成の上、本委員会の答申後に公開すること

	<p>を決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会へ提出された資料は、本委員会の答申後に公表する</li> <li>・募集要項（案）、管理運営業務基本仕様書（案）、選定基準（案）について、内容を決定。</li> <li>・次回の本委員会でのプレゼンテーションの実施及び実施方法を決定。</li> </ul>
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	<p>非公開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・枚方市情報公開条例第5条第(6)号の規定による非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため</li> </ul>
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	<p>本委員会の答申後に公表</p>
傍聴者の数	<p>0名</p>
所管部署 (事務局)	<p>観光にぎわい部 文化財課</p>

## 審 議 内 容

事務局

ただいまから、第1回 市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者選定委員会を開会いたします。

本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、本日、本委員会に対し枚方市長から諮問書が提出されております。

皆様にも、**資料1**として、その写しをお配りしております。

本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして、調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。

委員の皆様におかれましては、枚方市長の諮問に応じ、申請団体・事業者が提案してまいります事業計画書等の内容について、管理運営に当たっての費用・効果・管理能力等、総合的に各申請団体を比較検討し、各委員会で評価いただくことにより、最も得点が高い団体を指定候補者としてご答申いただくものでございます。

本日を第1回とし、ご答申をいただきますまで、全3回、ご審議をいただく予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日の現時点での出席委員は5名中4名の委員にご出席をいただいております、本日の会議が成立している旨、ご報告いたします。

なお、現在ご参加いただけていない委員につきましても、まもなく参加いただけることとなっておりますので、参加され次第、お伝えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、次に、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、**資料1**から**資料13**、**参考資料1**から**参考資料5**となります。

なお、資料は画面上で共有させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

### 案件（1）会長、副会長の選任について

事務局

それでは、案件をご審議いただきたいと思います。

まず、「案件（1）会長、副会長の選任について」でございますが、本委員会には、条例の規定により、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を各1名置くこととなっております。

事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例にならい、適宜、法的、また、財務的な事項にご留意いただきながら、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして、活発なご議論をお願いしたいと考えております。そうした観点から、会長を弁護士の明石成司委員に、副会長を税理士の中川恵子 委員をお願いしてはどうかと考

えておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ご異議がなければ、承認の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

事務局

ありがとうございます。それでは、会長に 明石成司委員、副会長に 中川恵子委員を選任いただくことをご承認いただきました。

それでは、会長、副会長より、一言ごあいさつをいただきたいと思えます。明石会長よろしくをお願いいたします。

会 長

ただいま、本選定委員会の会長に選任いただきました明石でございます。本委員会は、指定候補者の選定を適正に行うため、「市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者選定委員会」として、必要な調査、審議及び答申をするために構成されたものでございます。

会議進行に当たりましては、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

事務局

副会長の中川恵子委員、よろしくをお願いいたします。

副会長

ただいま、本委員会の副会長に選任いただきました中川でございます。

明石会長を補佐して、会務の円滑な進行に努力いたしますので、ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、ここからは会長に委員会の進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

## 案件（２）委員会の運営について

会 長

はい。それでは、委員会を進めてまいりたいと思えます。

まず、「案件（２）委員会の運営について」を議題といたします。

本件について事務局の説明を求めます。

事務局

はい。それでは、ご説明いたします。

今後、本委員会を進めるに当たり、まず、会議の公開・非公開、次に会議録の作成方法と公表・非公表、次に会議資料の公表・非公表の３点について、ご決定いただきたいと考えております。

**資料 10**「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」（抜粋）をご覧ください。この規程は、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第３条の網掛け部分ですが、本市では審議会の会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載をしております第１号から第３号のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる旨を規定しております。

また、その下の第２項におきまして、会議を非公開とするときは、こ

の会議においてご決定いただく旨を規定しております。

事務局としましては、これ以降、本委員会でご議論いただく内容については、この第3条の第2号、枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれるものと考えております。具体的には次のページをご覧ください。本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本委員会ではこの第5条第6号に該当する情報を審議するものと考えており、会議を「非公開とすることができる」ものと考えております。

恐れ入りますが、1ページ目にお戻りください。

次に、会議録の作成についてですが、規程の第6条第4項にありますように、審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆様が発言内容について、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし、発言者名につきましては個人名を記載せず、単に会長、副会長、委員と表記させていただいてはどうかと考えております。

なお、事務局としましては、会議録については事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で、答申をいただいた後、公表する取り扱いとしていただいております。

最後に、委員会の提出資料についてですが、こちらにつきましては、ただいまご説明しました会議録と同様に、枚方市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるものとして、答申をいただいた後に公表する取り扱いとしていただいております。

ただ、資料のうち、委員名簿につきましては、本市では公表している現状がございますことから、資料2に記載されている程度で、委員名とご職業を公表させていただいております。

なお、応募者が委員に接触した場合は、その応募者を失格とする要件を設定しております。以上でございます。会長よろしくお願ひいたします。

会 長 はい、ありがとうございました。ただいま、事務局から委員会の公開等に関する説明がありましたが、委員の皆さんからご質問やご意見等がありましたらお伺いします。いかがでしょうか。質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(意見等なし)

会 長 それでは、無いようですので、今の案件につきまして、3つまとめてお諮りいたします。

本件につきましては、まず、委員会の会議は非公開としまして、2つ目、会議録の作成方法は全文筆記かそれに近い要約筆記とする、3つ目、会議録と各委員会の提出資料等については本委員会の答申後に公表とするというご説明がありましたが、これでよろしいでしょうか。ご異議なければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 はい、ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本件については、ただいま申し上げたとおりに決定します。会議は非公開となりましたが、傍聴者の方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局 本日はいらっしゃいません。

会 長 はい、ありがとうございます。では、次に進みたいと思います。次に、委員会の日程等について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、ご説明いたします。**参考資料1**「市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者選定委員会の開催日程」をご覧ください。

公募により選定を行っていただく本委員会につきましては、十分な調査・審議を行っていただくため、3日間の日程で開催いただいております。

本日は第1日目として、この後、**資料3**「市立枚方宿鍵屋資料館の施設の概要及び管理運営状況について」をご説明させていただきます。

その後、**資料4**「市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者募集要項（案）」、**資料5**「市立枚方宿鍵屋資料館管理運営業務基本仕様書（案）」について説明させていただきます。これらにつきましては、委員の皆様からご意見をいただいた上で、本市において最終決定してまいります。

次に、**資料6**「市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者選定基準（案）」についてご説明いたします。この選定基準は、募集要項や仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様にご申請団体を評価いただく際の基準となるものでございます。こちらにつきましては、本日、委員の皆様からご意見をいただいた上で確定いただければと考えております。

最後に、次回、第2回委員会の進行について、ご確認いただく予定としております。

なお、本日の委員会で募集要項等をご確認いただき、本市においてその内容を確定いたしますと、6月18日からホームページ等で配布を行い、説明会、質疑応答などを経まして、7月10日から応募書類の受付を行う予定となっております。

申請受付後は、事務局において提出書類の確認等を行った後、委員の皆様にごメール等で申請状況等を報告の上、郵送で申請書類一式を送付させていただきます。お手元に届きましたら、申請書類をご確認いただき、第2回委員会でのプレゼンテーションに備えていただけたらと思っております。

つづきまして、第2回委員会では、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、第3回委員会で評価結果をご確認いただきまして、委員の皆様の合議の上、ご答申をいただきたいと思います。

次に、指定管理者制度の概要、また、本委員会の役割等について、ご説明させていただきます。

**参考資料 2** 「指定管理者制度の概要等について」をご覧ください。

まず、1. 指定管理者制度の概要でございます。

指定管理者制度は、従前、管理委託制度として、公共的団体や市の出資法人に限ってきた「公の施設」の管理運営にかかる委託先について、民間事業者等に門戸を広げるものとして、平成15年の地方自治法改正によって創設された制度です。本市においても、住民サービスの向上、また、より効率的・効果的な施設の管理運営を図るためのひとつの形態として、現在、17施設61箇所において、指定管理者による運営を行っております。

従前の管理委託制度と、現行の指定管理者制度との相違点につきましては資料中ほどの表のとおりでございます。勝手ではございますが、説明は省略させていただきますので、ご参照のほど、お願いいたします。

次に、資料の下段にまいりまして、指定管理者選定委員会、本委員会でございますが、指定管理者となる候補者について、申請されてきた団体が適当かどうか、ご審査、ご決定いただき、枚方市長に答申していただくものでございます。

本市におきましては、資料に記載のとおり、対象施設ごとに、5名体制で合議体を構成するものとしております。

次のページをご覧ください。本委員会の諮問対象である「市立枚方宿鍵屋資料館」の選定内容について、記載しております。

資料の表、左端の列に選定方法などの区分を、真ん中の列に本施設（市立枚方宿鍵屋資料館）における選定内容を、また、右端の列には備考といたしまして、本市における指定管理者制度の運用における原則的な取り扱いを、それぞれ記しております。

上からまいりまして、まず、本施設の選定方法といたしましては、指定管理者を「公募」することとしております。

次に、指定管理期間につきましては、本市では指定管理期間を原則5年としており、市立枚方宿鍵屋資料館につきましても5年間としております。

次に、指定管理料・利用料金制の別につきましては、利用料金制と指定管理料の併用制によるものとしております。指定管理者は、施設の利用料金収入と本市から支出する委託料をもって、施設の管理運営を行うものとなります。この点については、5年前に市立枚方宿鍵屋資料館の指定管理者を選定した際と同様となります。

以上が、本施設の選定に際しての基本的な事項でございます。

事務局からは以上でございます。会長よろしくお願ひいたします。

会 長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明について、委員皆さんからご質問・ご意見等がありましたらお伺ひします。何かございますでしょうか。

(意見等なし)

会 長 特にございませんでしょうか。では、次の案件に移りたいと思います。

**案件（３）の① 市立枚方宿鍵屋資料館の施設の概要及び管理運営状況について**

会 長 「案件（３）の① 市立枚方宿鍵屋資料館の施設の概要及び管理運営状況」について、事務局から説明を求めます。

事務局 はい、それでは説明させていただきます。

**資料 3** 「市立枚方宿鍵屋資料館の施設の概要及び管理運営状況について」をご覧ください。本施設は平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入し、指定管理者が管理運営業務を行っています。施設の概要及び制度導入後における直近 3 か年の管理運営状況については、次のとおりです。

「1. 施設の概要」の名称・所在地・施設内容・開館時間・休館日については、記載のとおりとなっております。

「2. 鍵屋の歴史、資料館の展示構成等」の（1）枚方宿・鍵屋の歴史について簡潔にご説明させていただきますと、鍵屋は枚方宿の歴史を今にとどめる数少ない貴重な歴史遺産です。江戸時代中頃にはくらわんか舟の営業権を有し、近代においても営業を続け、枚方を代表する料理旅館として名高い存在でした。

（2）鍵屋の特色ですが、鍵屋には主屋がございまして、主屋は京街道に面し枚方宿を代表する町家であり、平成 9 年 4 月 1 日付で本市の有形文化財に指定し、また、鍵屋全体を平成 10 年 4 月 1 日付で史跡に指定しました。

別棟は料理旅館として昭和初期に建てられた近代和風建築です。2 階には 63 畳からなる大広間を配しており、令和 5 年 8 月 7 日付で国登録有形文化財に登録されました。

（3）展示構成につきましては、主屋と別棟がございまして、別棟 1 階西棟 5 室では A から E をテーマに各部屋で展示をしております。2 階は笹の間 8 畳と大広間 63 畳があります。

（4）その他の利用方法につきましては記載のとおりとなります。

つづきまして「3. 管理運営状況」としましては、（1）施設の利用状況は 3 年分を記載しております。（2）収支状況の①収入、②支出、

（3）差額の推移につきましても 3 年分を記載しております。以上、簡単ではございますが、**資料 3** についての説明とさせていただきます。

会長、よろしく願いいたします。

会 長 はい、ありがとうございます。ただいま説明のありました内容について、委員の皆さんからご質問・ご意見等はありませんでしょうか。

(意見等なし)

会 長 では、ご意見もございませんので、次に移ります。

## 案件（3）の② 市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者募集要項、基本仕様書について

会 長 「案件（3）の② 市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者募集要項、基本仕様書について」を議題とします。本件について、事務局の説明を求めます。

それでは、資料4「市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者募集要項（案）」及び資料5「市立枚方宿鍵屋資料館管理運営業務基本仕様書（案）」に基づき、ご説明いたします。

募集要項につきましては、指定管理者を指定する際の「申請者の資格」や、提出を求める「申請書類」の内容などといった、ルールや手順を記載した書類となります。

また、基本仕様書につきましては、本市が当該施設の管理運営において、指定管理者に求める業務内容・仕様を記載した書類となります。

先ほどご説明いたしましたとおり、本日、これらの内容については、委員の皆さまからのご意見等をいただき、市におきまして内容を決定し、公募の手続きを進めてまいりたいと考えております。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。資料4「募集要項（案）」については、特に重要な箇所を説明したいと思います。

まずは、3ページをご覧ください。中段の「4. 指定の期間」ですが、今回、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間としております。

つづきまして「5. 提案上限額」ですが、上限額は1億5991万8千円としております。

説明の途中ですが、委員が入られました。よろしく願いいたします。これで、5名全員の出席となります。

資料4「募集要項（案）」の説明を続けます。提案上限額についてですが、3ページ下の方にあります、指定管理料による評価と提案内容による評価の割合については3対7としております。金額を3、内容を7という形で今回はさせていただいております。

つづきまして、次のページの「6. 行政財産目的外使用許可の取扱い」についてご説明させていただきます。令和4年10月から別棟2階6畳一間と蔵1階の一部を枚方文化観光協会の事務所と倉庫として、行政財産目的外使用の許可を与えております。この面積等に関しましては次回の指定管理期間においても指定管理業務範囲外となる予定ですので、今回、報告させていただいております。

つづきまして、10ページをご覧ください。ページ下段の「(11)自主事業の推進」について説明をさせていただきます。こちらは更なる枚方宿全体の集客と賑わいを図るため、集客性や魅力のある事業を自主事業として提案することができるということで、記載をさせていただいております。

次のページに指定管理事業と自主事業について、記載をしております。表の左側の「事業等の内容」につきまして、真ん中の「指定管理事業」の中段ですが、仕様書に企画展・企画展関連講座等のほか、新たに鍵屋資料館をはじめ枚方宿全体の賑わいを創出する観点から集客性のある講座・イベントや、枚方宿くらわんか五六市の開催日に合わせて実施するイベント等を実施することを追加させていただきました。また、右側の「自主事業」につきましても、従前から仕様書に記載していた自主事業の推進に加えまして、集客性や魅力ある講座・イベント、淀川舟運に関する事業を提案できる旨、追加させていただいております。

つづきまして、17 ページをご覧ください。「18.募集要項・申請書等の配布・閲覧」の(1)配布期間でございますが、令和6年6月18日(火)から8月8日(木)までとなっております。次のページの「19.現地説明会及び質疑期間」ですが、現地説明会は6月25日(火)14時からを予定しております。(4)の質疑期間は6月25日(火)から7月1日(月)までとなっております。(5)回答公開日時ですが、こちらは7月10日(水)から8月8日(木)までを設定しております。

つづきまして、「20.申請書受付」ですが、期間としましては7月10日(水)から8月8日(木)までとなっております。

つづきまして、19 ページの「21.選定について」の「(1)選定の方法」ですが、選定の方法は手続条例第15条の規定に基づき、枚方市指定管理者選定委員会において、申請書類等に基づく調査・審議を実施し、指定候補者を選定いたします。「(2)選定委員会の構成」についてですが、5名を構成委員としてお願いしております。「(3)プレゼンテーション」については、令和6年9月3日(火)を予定しております。

つづきまして、基本仕様書の説明に入らせていただきたいと思います。仕様書についても、特に重要な箇所を説明させていただきます。まずは3ページをご覧ください。「6.業務実施体制」の「(1)業務実施に関すること」としまして、今回従業員としまして、館長・副館長・学芸職員・スタッフを想定しております。次に「(2)人員配置の基本」については、人員配置は1日当たり4名を基本とし、繁忙期・閑散期に関してスタッフの流動的な人員配置による効率的な運用を行うことは可能とすることとしております。次に「(3)館長」については、1名配置し、総括責任者とすること。また常勤の週5日勤務とすることとしております。次の「(4)副館長」については、1名配置し、副総括責任者とすること、また、週4日以上勤務とし、学芸員資格を有する者としております。次に「(5)学芸職員」については、学芸員資格を有する者とし、週3日以上勤務することとしております。次の「(6)スタッフ」ですが、こちらにつきましては、適正に配置することとしております。

つづきまして「7.自主事業の推進」について説明させていただきます

す。更なる枚方宿全体の集客と賑わいを図るため、以下のア～カを踏まえて集客性や魅力のある事業を自主事業として実施することができるとしており、今回の追加部分としまして、「イ.鍵屋資料館の持つポテンシャルを最大限に発揮し、枚方市観光ロードマップやさらに令和7年に開催される大阪・関西万博を起点に更なる枚方宿全体の集客と賑わいの観点から、幅広い層に対し集客性や魅力ある自主事業を提案し実施することができる」としております。

つづいて9ページの業務要求事項をご覧ください。「(2)講座・イベント等の実施」において、「②枚方宿全体の賑わいを創出する講座・イベントの実施」を追加しております。「ア.鍵屋資料館をはじめ枚方宿全体の賑わいを創出する観点から集客性のある講座・イベントを年8回以上実施すること」、「イ.枚方市観光ロードマップや令和7年に開催される大阪・関西万博を踏まえ資料館に関心が無い方も含めた幅広い層に対し効果的な事業を年1回以上実施すること」、「ウ.毎月第2日曜日に、京阪本線枚方市駅から枚方公園駅の間で枚方宿くらわんか五六市が開催されているので、この日に合わせてイベント等を実施すること」としております。

つづきまして「(3)鍵屋資料館の利用その他入館制限に関する業務」の「④案内業務」に関し、「オ.大阪・関西万博に伴い増加が想定されるインバウンドに対応するため、英語・中国語・韓国語で施設案内を行うこと」ということを追加しております。

つづいて14ページの「(6)PR・企画業務」をご覧ください。ホームページにおいてGoogle翻訳等のWebサイト翻訳サービスにより、英語・中国語・韓国語等に対する自動翻訳をホームページの閲覧者に提供することを追加しております。

つづきまして、②ですが、鍵屋資料館のPR・集客につきまして、「ア.各種広報媒体を活用し、鍵屋資料館入館者の増加や枚方宿全体の賑わいの創出の取組に向けたPRを行うこと」、「イ.案内リーフレットとして英語版を作成すること」、「ウ.枚方市観光ロードマップや大阪・関西万博を契機として更なる枚方宿全体の集客と賑わいを創出するため、資料館に関心のない方も含めた幅広い層に対し、効果的なPRを行うこと」としております。

つづけて参考資料3「枚方宿鍵屋資料館指定管理料上限額の算定根拠」について説明させていただきます。上限額は1億5,991万8千円となります。こちらの金額は下の表にありますが、令和7年度、8年度、9年度、10年度、11年度、この5年間の金額を合計した金額となります。こちらの算出としましては、下の表にありますが支出の計から収入の計を引いた金額を指定管理料として算出しております。

今回の積算につきまして、簡単に説明をさせていただきます。「2.

積算根拠」の「(1)人件費」ですが、こちらの主な変更点としまして、①体制強化を目的に館長を週3日勤務から週5日勤務の常勤職員に変更しております。また、③指定管理事業として追加した五六市開催時の催しに関する臨時職員の人件費として加算をしております。

「(2)維持管理費」につきましては、エアコン点検委託の仕様への追加による増額を行っています。

「(3)修繕料」につきましては、1件あたり30万円未満のところを1件あたり50万円未満と増額しております。また、施設の老朽化により不具合が増加していくことが見込まれるため、積算に含める修繕料は120万円／年に増額しております。

「(4)資料購入・保存修復費」につきましては、前回と同額の16万5千円を積算しております。

「(5)事業費」につきましては、令和4年度・5年度実績額の平均を基準として、物価の上昇率3%を加味して算出しております。加えて、賑わいを創出する観点から、講座・イベントの新規事業及び既存事業のブラッシュアップのために、予算を増額しております。

「(6)事務経費」の追加事項としましては、①広告料について、令和7年度の大阪万博開催のため発信を強化することと、令和8年度以降も資料館に関心のない方も含め幅広い層へ効果的な事業を行うため、上乘せしております。また、鍵屋資料館独自のホームページの多言語対応にかかる経費の増額を行っています。また、②感染症対策経費として今回追加しております。

「(7)光熱水費」に関しましては、令和4年度・令和5年度の平均額に物価上昇率3%を加味して算出しております。

つづきまして収入ですが、「(1)入館料」につきましては、令和5年度の実績値から見込んでおります。「(2)雑入」につきましては、4年度・5年度の平均額としております。

次に、(別紙1)「事業計画 確認事項一覧」について、補足説明をさせていただきます。この書類につきましては、申請団体に求める提出書類の一つとして位置づけているものでございます。内容としましては、申請団体が提出する事業計画書の概要版的なものとなります。左端からそれぞれ、本市が当該施設の管理運営において求める要求事項・確認事項を記載しております。申請団体は、その右隣の「提案内容」の欄に、それぞれ事業計画書における記載内容を抜粋または要約する形で記載するものでございます。

なお、一番右の欄には、当該内容が事業計画書において掲載されているページ数を記載しております。これら右側2列の記載内容は、申請団体自らが記載するものであり、本市は一切、手を加えませんので、あくまで申請団体の責任のもと、作成していただく位置づけになります。

委員の皆様にご審査いただく対象は、あくまで事業計画書そのものではありますが、事業計画書そのものが膨大な内容となるケースもありますので、そうした意味で審査のご参考にしていただければと考えております。

以上でございます。会長、よろしくお願ひいたします。

会 長

はい、ありがとうございました。ただいま説明のありました内容について、委員の皆さんからご質問・ご意見等はありませんでしょうか。

このような内容でよろしいでしょうか。ご意見等なければ、今、説明いただいた募集要項や基本仕様書で公募を行うということでした承ということになりますけれども、それでよろしいでしょうか。

(意見等なし)

会 長

よろしいですかね。では、ご質問・ご意見等も特に無いようですので、本件についてはただいまご説明がありましたとおりに了承するということにいたします。

### 案件（３）③ 市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者選定基準について

会 長

では、次に進みまして、「案件（３）③ 市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者選定基準について」を議題といたします。本件について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、選定基準について、ご説明いたします。

**資料 6** 「市立枚方宿鍵屋資料館 指定管理者選定基準(案)」をご覧ください。

この選定基準は、募集要項・仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様にご申請団体をご評価いただく際の基準となるものでございます。

まず、1の指定管理者選定基準の位置付け及び選定の基本的な考え方としまして、指定管理料の額のほか、申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しております。

次に、2として本委員会の審議体制について、3として審議・評価の方法について、それぞれの記載のとおり、本委員会において申請団体の申請書・事業計画書等を審議し、評価をご決定いただく旨を記載しております。

次に、4として、選定結果の公表については各申請団体に通知するほか、選定の状況等を市ホームページに公表する旨を記載しております。

次に、2ページをご覧ください。ローマ数字Ⅱの選定委員会の審議の内容について、ご説明いたします。

まず、「1. 内容審査」でございますが、資料の4ページ以降の事業計画に関する内容審査の表、一番左の欄の「要求事項」を単位として、2ページに記載のとおり、まずは各委員に別表1に示す5段階で評価していただきます。その後、全委員の評価を踏まえ、要求事項ごとに選定

委員会としての評価を別表 2 に示す 9 段階で合議によりご決定いただき、その評価に応じた乗率をかけて得点を算出いたします。内容審査は 70 点満点としております。

次に、3 ページ、ローマ数字の「Ⅲ指定管理料について」につきましては、下記の計算式によって得点化を行うということで、申請団体から提示された指定管理料、5 年間分の合計額が、市が設定する調査基準価格と同額であった場合の得点を満点の 30 点とし、提案額が上がるにつれて減点するしくみとしております。

ただいま説明の中で出てきました調査基準価格につきましては、後ほど詳しく説明させていただきます。

次に、ローマ数字の「Ⅳ総合評価」についてですが、指定候補者の選定につきましては、事業計画の内容審査 70 点満点と指定管理料 30 点満点をそれぞれ得点化したものを合算し、100 点満点とする総合評価方式で行っていただいております。

恐れ入りますが、審査・評価方法に係る考え方等の詳細につきましては、[参考資料 4](#)「資料 6 指定管理者選定基準に係る補足説明資料」によりご説明をさせていただきたいと存じます。[参考資料 4](#)をご覧くださいませでしょうか。

一部、先ほどの説明と重複いたしますがご了承ください。まず、指定候補者の選定に当たりましては、申請団体の提出する事業計画書の内容審査による得点 70 点満点と、申請団体から提示された指定管理料の得点化による 30 点満点の、合計 100 点満点とする総合評価をしていただきます。内容審査につきましては、資料 1 ページ目の下段に記載しております[資料 6](#)「選定基準」（抜粋）のとおり「①経営方針」や「②指定管理者の指定を申請した理由」といった「要求事項」を単位として、各委員による評価を評価基準に基づき 5 段階で行ったのち、選定委員会としての評価を 9 段階で、合議によりご決定いただくものとなっております。

次のページをご覧ください。評価に係る具体的な手順を記載しております。

行程①といたしまして、まず、申請団体から提出された事業計画書の記載内容が、本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかをご確認いただきます。

資料に記載しております図は、申請団体から提出されてまいります書類の一つである「事業計画 確認事項一覧」でございます。この資料を目当てに本市の求める「確認事項」に対する提案がなされているのか、その概要とともに事業計画書本体における掲載ページの記載内容をご確認いただきます。

恐れ入りますが、3 ページをご覧ください。行程②といたしまして、

事業計画書への記載内容が本市の求める「確認事項」を満たしているかどうかについて、ご判断いただいた上で、第2回委員会での評価に備え、事前に各委員においてそれぞれ「1」から「5」までの5段階で評価を行っていただきます。

なお、事業計画書の記載内容だけで「確認事項」を満たしているかどうかの判断が行い難い場合や、疑問点がある場合等は、申請団体によるプレゼンテーションの場で質疑等を行っていただき、ご確認・ご判断いただくものとなります。そのうえで、まず、パターン①と記載しておりますが「確認事項」を満たしているにご判断された場合がございます。

本市が求める基礎的事項である「確認事項」を満たしている場合は、まず、基礎点の「3」の評価であることが確定いたします。つづいて「加点事項」に該当するかどうかのご確認・ご判断をいただくこととなります。「加点事項」とは、申請団体の提出する事業計画書において、「確認事項」を上回る提案がなされている場合に加点するための目安となる事項でございます。その内容につきましては、資料下段の図、**資料6**「選定基準」（抜粋）におきまして、角の丸い赤い四角で囲んでいる列に記載しております。申請団体の事業計画書において、この加点事項の内容をすべて満たす提案が行われている場合、例えば、「①経営方針」において1～4の加点事項がすべて満たされている場合は「5」の評価となり、一部が満たされている場合は「4」の評価となるものです。

4ページをご覧ください。次に、パターン②としまして、「確認事項」を満たしていない場合の取り扱いでございます。「確認事項」を満たしていない場合は「3」の評価とはならず、「5」や「4」の評価にもなりません。減点評価である「2」または「1」の評価のご判断をいただくものとなります。

「2」の評価は「確認事項」についての記載があるものの、内容に不明確な点がある場合、また、「1」の評価は「確認事項」についての記載がない、または、「確認事項」が求める内容をまったく理解していない記載が1項目でもある場合としております。

ただし、例えば、申請団体のプレゼンテーションで内容が不明確な部分が明確になった場合など、「2」の評価と思われていたものを「3」の評価に変える等のご判断をいただくことも想定されるものとなります。

5ページをご覧ください。行程③といたしまして、申請団体によるプレゼンテーションを経て、各委員において「1」から「5」までの5段階で評価を行っていただき、その内容を事務局にて取りまとめさせていただきます。

なお、参考としまして、各委員による評価表のイメージを記載しております。評価表には1～5段階の評価をご記入いただく欄と、それぞれ

評価の理由を記載いただく欄がございますので、選定委員会において委員の皆様でご議論・ご発言いただく際にご活用いただければと考えております。

6 ページをご覧ください。最後に、行程④といたしまして、第3回委員会で各委員による評価結果の集計表をお示しさせていただきます。委員の皆様にはその結果をもとにご議論いただきながら、「要求事項」ごとに「1」から「5」までを0.5刻みとした9段階で、選定委員会の評価を合議の上、ご決定いただきます。

資料下段の「評価集計表（内容審査）イメージ」の表をご覧ください。表の右半分を見ていただきますと、1つの申請団体に対する各委員AからEまでのそれぞれの評価と、それらの平均を記載しております。その右側には平均により算出した仮の評価としまして、「委員会としての評価及び得点（仮）」を記載しております。この結果を踏まえ、要求事項ごとに委員会としての評価を、合議によりご決定いただきます。

委員会としての評価が確定しましたら、事務局において、要求事項ごとの「配点」に、評価に応じた乗率をかけ、要求事項ごとの「得点」と、内容審査の合計得点、70点満点を算出いたします。内容審査の手順については、以上となります。

7 ページをご覧ください。「2. 指定管理料」につきましては、提案された指定管理料の額が、調査基準価格と同額であった場合の得点を満点の30点とし、資料に記載の計算式により得点化を行います。提案額が上がるにつれて減点し、上限額と同額であった場合の得点は満点の50%、15点となります。ただし、調査基準価格に満たない額での提案がある場合は、最も低い提案額、数値的判断基準値を上回るものを満点として、計算式の「調査基準価格」を「最低価格」に置き換えて得点化を行うこととしております。

調査基準価格についてですが、その下の「【参考】調査基準価格と数値的判断基準値」の図をご覧ください。申請団体は公募の際に市が設定して示す「提案上限額」を下回る指定管理料を提案することとしており、提案額が提案上限額を超える場合は失格となります。

調査基準価格は、今回のこの施設については提案上限額に対し85%とする予定ですが、この額に満たない提案があった場合は失格になるわけではないものの、当該提案額で適正な業務履行が可能かどうか、選定委員会において審査することとしております。これまでの実績上、調査基準価格を下回る提案がなされたことはごく稀ですので、審査方法については必要となった場合に改めてご説明いたします。

調査基準価格については選定が終わるまで非公表としておりますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

また、申請団体の提案額の平均の85%の金額を「数値的判断基準値」

とし、提案額がその額に満たない場合、失格となります。数値的判断基準値については募集要項にも記載しております。以上の考え方により、指定管理料を得点化いたします。

最後に、「3. 総合評価」ですが、内容審査の得点 70 点と指定管理料の額に対する得点 30 点を合算した総合評価点及び順位を記載した「評価結果」を委員会で確認し、最終決定をいただきます。以上が、審査・評価に係る大まかな流れとなります。

次に、**資料 6**にお戻りいただけますでしょうか。4 ページから 7 ページにかけての「事業計画に関する内容審査」の表をご覧ください。こちらで評価に当たり特にご留意いただきたい点について説明させていただきたいと思っております。5 ページ目をご覧ください。真ん中の行の「20. インバウンドを含めた利用者に対する接遇対応向上について提案されている」は、右の「17. インバウンドを含めた利用者に対する接遇対応向上について、具体的に提案されている」を加点事項として評価させていただきたいと思っております。

つづきまして、次の 6 ページ、左の項目「(ウ) 事業に関する提案」でございますが、真ん中の「25. 鍵屋資料館を活用した歴史・文化に関連した講座・イベントが提案されている」、これにつきまして、右側、「23. 指定管理事業について、歴史・文化に関連した効果的かつ実現性のある提案がされている」、というところが加点事項となりますが、**資料 5** 9 ページ目をご覧ください。(2) ①のところ、こちらの仕様に基づいて提案をされているか、についてそれぞれ確認事項 25 と加点事項 23 を評価させていただきたいと思っております。

つづきましてその下、真ん中「26. 枚方宿全体の賑わいを創出する講座・イベントが提案されている」、その右の加点事項の部分、「24. 指定管理事業の枚方宿全体の賑わいを創出する講座・イベントについて、集客性や魅力ある提案がなされている」というところですが、これについて、**資料 5** 10 ページ目の②のアからウの仕様に沿った事業提案がなされているかを評価させていただきたいと思っております。

**資料 6**に戻りまして、右側の加点事項 26 ですが、こちらは自主事業についての提案がなされた場合、枚方宿の集客と賑わいの観点から、集客性や魅力ある提案がなされていれば加点していただく判断をよろしくお願いいたします。なお(ウ)の要求事項は本市におきまして、一番重要と捉えているため、配点を一番高く設定をしております。

つづきまして、次のページ真ん中の部分、「40. 施設の利用促進に繋がる広報活動等について実施計画が提案されている」、右の加点事項として、「41. 外国人観光客や資料館に関心のない方も含めた幅広い層向けの広報活動等を向上させる具体的な取組について提案されている」ですが、こちらにつきまして、**資料 5** 14 ページ(6)の仕様に基づいた提案と

なっているか、評価をしていただきたいと思います。以上となります。  
会長、よろしく願いいたします。

会 長

はい、ありがとうございました。ただいま説明のありました選  
定基準の内容について、委員の皆さんからご意見・ご質問等はありません  
でしょうか。この内容でよろしいですか。ご意見等なければ、この選  
定基準で選定を行うものと了承をするということになりますが、それで  
よろしいでしょうか。

(意見等なし)

会 長

大丈夫そうですね。それではご意見・ご質問等、特にございませんの  
で、本件につきましては、ただいまご説明のありましたとおりの選定基  
準に基づいて選定を行うことにいたします。

#### 案件（４）プレゼンテーションの実施方法について

会 長

では、次の案件に移りまして、「案件（４）プレゼンテーションの実施  
方法について」を議題といたします。本件について、事務局の説明を求  
めます。

事務局

プレゼンテーションの実施方法については、**資料 7**「第 2 回市立枚  
方宿鍵屋資料館指定管理者選定委員会の進行について」をご覧ください。

まず、日時でございますが、9月3日（火）14時から、場所は枚方  
市役所別館 4 階第 4 委員会室でございます。

次に、プレゼンテーションの全体スケジュールでございますが、まず、  
プレゼンテーションに入ります前に、評価方法についてご確認いただ  
いた後、評価の観点や考え方等、共有すべき認識などについてご協議い  
ただいたうえで、申請団体のプレゼンテーションに入っていただい  
てはどうかと考えております。

プレゼンテーションの時間でございますが、1 団体につき準備の時間  
を除いて 10 分間、また、プレゼンテーション後に 15 分程度の質疑時  
間を見込んでおり、申請団体退室後に事務局への質疑等を行っていただ  
いてはどうかと考えております。

申請団体が複数の場合、プレゼンテーションの順番につきましては、  
申請受付順とさせていただいてはどうかと考えております。

また、申請団体が 1 団体のみであった場合のスケジュールについて、  
事務局から提案がございます。

本委員会の開催日程については、当初、全 3 回と説明をさせていただ  
いておりましたが、申請団体が 1 団体のみであった場合は、本来、第 3  
回の委員会で予定をしております評価・合議・答申について、次回の第  
2 回選定委員会のプレゼンテーション後に行っていただい  
てはどうかと考えております。

なお、第2回にご答申いただきますと、第3回の委員会は開催しないということになります。説明は以上です。会長よろしくお願いいたします。

会 長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました内容について、委員の皆さん、いかがでしょうか。

まず、プレゼンテーションについては、事務局から説明があったとおりの手順で、申請団体によるプレゼンテーションを実施するという事

仮に申請団体が1団体のみだった場合は、評価や集計に係る時間を考慮しても、その次の第3回委員会に行く予定の内容を含めて行ってしまえるのではということで、第2回で合議・答申まで行って、第3回は開催しないということです。委員の皆さん、いかがでしょうか。この内容でよろしいでしょうか。

(意見等なし)

会 長

それではご意見・ご質問等も無いようですので、プレゼンテーションの実施方法や、申請団体が1団体であった場合のスケジュールについては、事務局からの説明どおりといたします。

#### 案件（5）その他

会 長

では次に、「案件（5）その他」の事項について、事務局の説明を求めます。

事務局

その他といたしまして、まず、繰り返しになりますが、今後の予定につきましては、本日の委員会が終わりましたら、募集要項・仕様書等をホームページで公表し、申請期間中に申請団体が事業計画書等を提出してまいります。その申請状況等につきまして、委員の皆様にもメール等でご報告させていただくとともに、申請団体から提出された事業計画書等の書類につきましては、郵送で皆様にお届けさせていただきます。その際、**参考資料5**「評価メモ」を事務局の方で作成し、一緒に送付させていただきます。この「評価メモ」についてですが、これは、各団体から提出された書類をもとに作成いたしますので、本日の資料はイメージとしてご覧いただければと思います。内容といたしましては、団体からの申請書類に添付いただく（別紙1）「事業計画 確認事項一覧」の内容に「評価メモ」欄を加えたものでございます。委員の皆様には、申請団体の事業計画書の内容確認や書面上の事前評価を行っていただくとともに、疑問点等につきまして、メモ書きするなどご活用いただき、次回のプレゼンテーションでの申請団体に対するご質問・ご確認に備えていただければと考えております。

また、次回の委員会後、委員の皆様から評価をご提出いただく際、指定管理者の選定にあたっての評価コメントをいただきたいと考えてお

りまして、この「評価メモ」は、その際の参考資料にもしていただけるものと考えております。

なお、申請団体が1団体であった場合でも、審査・評価は行っていただき、当該団体が指定管理者として適正かどうか、最終的に合議・答申いただくこととなるものでございますので、よろしくお願いいたします。

また、申請団体の応募状況を含めまして、本委員会の審議内容につきましては、ご答申をいただいてから公表することとなっております。誠に恐縮ではございますが、ご留意いただければと存じますので、あわせて、よろしくお願いいたします。資料の説明は以上です。

最後に繰り返しになりますが、次回の「市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者選定委員会」は9月3日（火）14時から、市役所別館4階の第4委員会室にて開催させていただきたいと考えておりますので、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

また、施設の現地視察につきまして、委員の皆様の中でご希望の方がいらっしゃいましたら、日程を調整させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

どなたか、希望される方はいらっしゃいませんか。

（希望者なし）

事務局

では、施設の現地視察を希望される委員はいらっしゃらないということで、承知いたしました。もう一点、本日の資料につきましては、次回の委員会の際にお手元にご用意いただきますようお願いいたします。以上でございます。会長よろしくお願いいたします。

会長

はい、ご説明ありがとうございました。以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。よって、「第1回 市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者選定委員会」を閉会します。委員の皆様には、本委員会の運営にご協力をいただき、誠にありがとうございました。